

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

令和2年国勢調査における町の人口は46,377人、世帯数は19,005世帯と、人口の増加が続いている。年齢階層別の割合は、15歳未満の年少人口が16.3%、15～64歳の生産年齢人口が59.6%、65歳以上の老年人口が24.1%となっている。生産年齢人口比率は減少しているが、20代後半から30代の子育て世代の転入数は多く、子育て世代に選ばれる町として支援環境が整備されている。現在、人口は4.6万人を超え、人口密度は5,337人/平方キロメートル（令和2年国勢調査）と、福岡県の市町村では第2位、全国の町村では第1位の町となっている。

イ 産業構造及び中小企業者の実態

町内には農地が少なく、工業団地には、機械、金属工業など製造業の大企業の支店（支社）を中心として約50の事業所が立地しているが、町内には観光を含めて基幹産業となるものは無く、都市近郊型の小売業・飲食店など生業を中心とする小規模事業者が町内全域に点在しているのが特徴である。

近年では、町の動脈である近隣の市町村を結ぶ福岡東環状線や県道福岡太宰府線などの幹線道路沿いに飲食店、大型ショッピング店舗等が進出するなど、新たな商業集積がみられるようになったが、かつて石炭の町として栄えていた頃の商店街は、炭鉱の閉山及び大型ショッピング店舗の進出に伴い店舗数が大幅に減少し、平成19年には商店街協同組合も解散した。

また、志免町は総面積8.69平方キロメートルと小さな町で用地も限られており、増え続ける人口の住宅需要に対応するため、工業系用途地域にマンション立地が進んでいる。

一方、観光の視点においては、平成21年に国の重要文化財に指定された旧志免鉱業所竪坑櫓（昭和18年竣工の鉄筋コンクリート造ワインディングタワーで、世界で現存しているのは志免町、ベルギーのブレニー、中国の撫順の3か所のみである）や、国鉄の廃線を利用した日本有数の長さを誇る緑道などの地域資源はあるものの、観光地として十分に活用されておらず、町外からの観光客の誘致や交流人口の増加にはつながっていない。農業用地も宅地転用等により縮小されてきており、地域を代表する特産物も育っていない状況である。

以上のことから、志免町は面積が狭く、地理的な条件により産業として利用できる土地が限られているため、第一次産業及び第二次産業の展開は難しく、産業別生産額では8割以上を占める第三次産業が地域経済を担っていることが特徴であると思われる。

しかし、基幹産業や観光資源もなく、地場以外の大型のショッピング店や中堅のスーパーやレストラン、ドラッグストア、ホームセンターなどが幹線道路沿いを中心に進出していることも影響し、地域を支えるはずの小規模事業者にとっては、売上の増加や利益の確保を十分に享受できているとは言えない状況でもある。

町内の中小企業数は減少傾向にあり、人手不足や後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、セーフティネット保証制度や独自の取り組みとして近隣町と商工会と合同で起業塾開催（産業競争力強化法に基づく創業支援事業）などを講じているが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業数の減少に歯止めをかけ、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を残す取り組みを積極支援する自治体を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

志免町は、町内で操業する企業のあらゆる業種の幅広い活動を支援するため、この機を活かし、多彩な設備投資を促進したい。

また、先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

志免町内の工業団地で操業する企業はもちろん、その他の企業についても志免町全体に立地し経済産業を牽引している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当町の全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上

を実現する必要があるため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月23日から令和7年7月22日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者は対象者から除く。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条で規定する風俗営業の用に供する設備は対象としない。